

令和2年度利用者負担額表(1号認定)

市階層	定義	市基準額	
		第1子	0
010	被生活保護世帯	第2子	0
		第3子	0
		第1子	0
02A	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第2子	0
		第3子	0
		第1子	0
02B	市町村民税所得割非課税世帯(010・02A階層を除く)	第2子	0
		第3子	0
		第1子	0
03A	市町村民税所得割課税額77,100円以下であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第2子	0
		第3子	0
		第1子	0
03B	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第2子	0
		第3子	0
		第1子	0
D01	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第2子	0
		第3子	0
		第1子	0
D02	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第2子	0
		第3子	0
		第1子	0

○利用者負担額の算定方法

\* 4～8月分は前年度、9月～翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割課税額を基に算定します。

\* 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除の適用前の額になります。

○多子軽減

\* 小学校3年生までの範囲において、子どもが下記の施設(※)を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

\* 02B・03A・03Bの世帯は、上記年齢制限がありません。

※小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

○その他

\* 別途諸経費があります。金額については園に確認してください。